

# IASB/FASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

## 2014年4月に開催された保険契約に関する IASB会議の概要



2014年4月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下に関する再審議を行いました。

- 保険契約収益の表示
- コメントを募集していないその他の論点

### 1. 保険契約収益の表示

IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)（以下、「2013年公開草案」）において、以下を提案しています。

- 当期純利益及びその他の包括利益計算書上に保険契約収益を表示する。保険契約収益は、企業が保険契約に基づく履行義務を充足した時に、各期間に認識される。
- アンバンドリングされない投資要素から生じる受取額は、保険契約収益から除外する。
- 企業は以下を開示する。
  - 当期に認識された保険契約収益に関する説明
  - ボリュームに関する情報（予想保険料並びに関連する履行義務及び予想利益の増加額）
  - 保険契約負債の残高に関する調整表

これらの保険契約収益の表示に関する提案について、多くのコメント回答者が、現行会計基準における表示からの著しい変更である点、保険契約収益の目的適合性及び意思決定情報としての有用性、並びに投資要素の除外の適用困難性について懸念を示しました。

しかしながら、IASBスタッフは、保険契約収益は収益認識の原則と整合しており、収益の一般的概念と整合しない現行会計基準に基づく保険料の表示はむしろ、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性があると考えました。提案されている開示要求によって、保険契約収益を理解することも、現行会計基準における表示との比較も可能であると考えました。また、投資要素の除外については、新しい保険契約会計基準を適用する場合に要求されることになる他の変更と比べても、著しく異なるものではないと考えました。

そこで、IASBスタッフは、2013年公開草案における提案を再確認することを提案しました。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

## 2. コメントを募集していない他の論点

2013年公開草案は、コメントの募集対象領域を5つ（契約上のサービス・マージンのアンロック、有配当契約の会計処理、保険契約収益の表示、割引率の変動のOCI表示、移行アプローチ）に限定していましたが、その他の論点についてもコメントが寄せられました。

IASBスタッフは、募集した領域以外の論点について寄せられたコメントを分析し、それらのうち、以下の7つの論点について、IASBが今後再審議することを提案しました。

- 固定料金のサービス契約についての適用除外規定
- 重要な保険リスクの定義
- ポートフォリオの定義と会計単位
- 観察可能な市場データがない場合の長期契約に使用する割引率
- 元受保険と非対称な再保険契約の取り扱い
- ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約の認識
- 契約上のサービス・マージンの配分パターン

IASBは、上記で再審議対象とされた論点以外については、わずかな議論をしただけでした。IASBは、リスク調整を信頼水準法以外の方法で測定した場合に信頼水準の開示を求めるという2013年公開草案の提案については、これを維持することを決定しました。またIASBは、保険契約に関する基準書を最終化する際に、出再手数料の取り扱いと収益認識基準との整合性及び割引率の決定に関するトップ・ダウン・アプローチとボトム・アップ・アプローチの追加ガイダンスについて検討することについても合意しました。

IASBは、スタッフの提案に同意し、7つの論点について再審議する予定です。

### 3. 今後のスケジュール

IASBは、これまでに、コメントを募集した5つの領域のうち3つの領域の再審議を行いました。今後のボード会議では、以下を審議する予定です。

- コメントを募集していないその他の論点
- 有配当契約の会計処理
- 移行アプローチ

IASBは、保険契約に関する再審議を2014年中に完了し、2015年前半には最終基準書を公表することを予定しています。

---

#### 編集・発行

**有限責任 あづさ監査法人**

**IFRSアドバイザリー室  
ファイナンシャルサービス本部**

e-Mail: [azsa-ifrs@jp.kpmg.com](mailto:azsa-ifrs@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.